

蕪崎市男女共同参画推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 性別による権利侵害の禁止（第9条・第10条）

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第11条—第18条）

第4章 蕪崎市男女共同参画推進委員会（第19条）

第5章 雑則（第20条）

附則

個人の尊重と法の下での平等は、日本国憲法にうたわれており、蕪崎市では、これまで国際社会や国内の動向を踏まえ、男女平等の実現に向けた様々な取組を進めてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会の慣行などは依然として存在し、真の男女平等の達成にはいまだ多くの課題が残されている。

一方、少子高齢化、情報化、国際化の進展等、社会情勢が急速に変化する中で、豊かで活力ある生き生きとした社会を築いていくためには、男女が互いの人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、社会のあらゆる分野において、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会を実現することが必要である。

ここに、私たち蕪崎市民は、男女共同参画社会の実現に向けた取組を力強く推進することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、自治組織、事業者並びに教育及び保育に携わる者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として互いの人権を尊重し、自らの意思によつ

て社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべきことをいう。

- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するために必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住し、通勤し、通学し、又は市内で活動するすべての者をいう。
- (4) 自治組織 市内の一定の区域ごとに当該区域の住民で形成され、住民自治の推進を図る組織をいう。
- (5) 事業者 公的機関、民間組織の別を問わず、また、営利、非営利の目的を問わず、市内において事業活動を行う個人、法人及びその他団体をいう。
- (6) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方を不快にさせ、若しくはその者の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。
- (7) ドメスティック・バイオレンス 配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）又は過去において配偶者であった者に対する身体に対する暴力又は心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次の各号に掲げる事項を基本理念として、行わなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度や慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における主体的で自由な活動を妨げるものがないよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における施策又は民間の団体における方針の立案及び決定等に、共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について、家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすること。
- (5) 男女が互いの性を理解し、妊娠、出産その他の性と生殖に関し、自らの決定が尊重され、生涯にわたる健康な生活が確保されること。

(6) 男女共同参画社会の実現に果たす教育の役割の重要性を考慮し、学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育の場において、男女共同参画の視点を踏まえた教育が推進されること。

(7) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接に関係していることを考慮し、国際的協調の下に行うこと。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、前項の施策を推進するに当たっては、市民、事業者、国、他の地方公共団体及び関係団体と連携及び協力を図るよう努めるものとする。

3 市は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(自治組織における責務)

第6条 自治組織は、基本理念に基づき、その組織づくり及び活動のあらゆる場面において、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 自治組織は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念に基づき、男女が職業生活における活動と家庭生活等における活動とを両立して行うことができる職場環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(教育及び保育に携わる者の責務)

第8条 家庭、学校、職場、その他の社会のあらゆる分野において教育及び保育に携わる者は、基本理念に基づき、男女共同参画の重要性について理解を深める教育及び保育を行うように努めるものとする。

第2章 性別による権利侵害の禁止

(性別による権利侵害の禁止)

第9条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他のあらゆる場において、性別による差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する表現への配慮)

第10条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担を助長する表現、前条で禁止する行為を助長する表現、その他男女共同参画の推進を妨げる表現を用いないよう努めなければならない。

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第11条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ韮崎市男女共同参画推進委員会の意見を聴くとともに、市民及び事業者等の意見が反映されるよう努めるものとする。

3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第12条 市は、男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(教育及び学習の促進)

第13条 市は、教育及び学習の機会を通じて、男女共同参画に関する理解を深めることができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供及び広報活動)

第14条 市は、男女共同参画に関する市民及び事業者等の関心と理解を深めるため、あらゆる機会を通じて情報を提供し、広報活動を行うよう努めるものとする。

(男女共同参画の推進に関する支援)

第15条 市は、市民及び事業者等が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供、人材の育成その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(苦情及び相談への対応)

第16条 市は、市民及び事業者等からの男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる市の施策に関する苦情又は性別による差別的取扱い等に関する相談に、関係機関と連携し迅速かつ適切に対応するよう努めるものとする。

2 前項の場合において、市長は必要があると認めるときは、韮崎市男女共同参画推進委員会の意見を聴くものとする。

(調査研究)

第17条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するために必要な調査研究を行うものとする。

2 市長は、必要があると認めた場合には、市民及び事業者等に対し、男女共同参画の状況に関する調査について協力を求めることができる。

(男女共同参画の推進状況等の公表)

第18条 市長は、毎年度、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について公表するものとする。

第4章 韮崎市男女共同参画推進委員会

(推進委員会)

第19条 男女共同参画社会の推進を図るため、韮崎市男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、市長の求めに応じ、男女共同参画の推進に関する重要事項を調査検討し、意見を述べるものとする。

3 委員会は、必要に応じて開くものとする。

4 委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

第5章 雑則

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に策定されている男女共同参画の推進に関する市の基本的な計画であ

って、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためのものは、第11条第1項の規定により策定された計画とみなす。